

災害時の「もしも」に備えて

# 避難行動要支援者名簿への登録申請を！

## 避難行動要支援者名簿とは？

日本各地で集中豪雨や洪水、地震などが多発し、多くの犠牲者が出ています。中でも、高齢や障がいなどにより自力で避難することが困難な「要支援者」の人の被害が多く見受けられます。

要支援者の命を守るためには、一人ひとりが災害に備えておくこと、地域住民のみなさんで声を掛け合って避難することが非常に大切です。

市では、「避難行動要支援者名簿」を作成し、毎年更新・活用することで、地域における避難支援体制の強化を図り、安全・安心の確保に努めています。



掲載対象となる①～⑤に当てはまる人は、自動的に名簿へ掲載（名簿掲載者）されますが、

## 名簿へ登録申請する人？

- ① 一人暮らしの65歳以上の人
- ② 要介護認定3以上の人
- ③ 身体障害者手帳（1級、2級）を所持する人
- ④ 療育手帳（A1、A2）を所持する人
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳（1級、2級）を所持する人
- ⑥ 市の生活支援を受けている難病患者の人
- ⑦ その他、災害時の支援が必要と認められる人

## 名簿の掲載対象者

災害時の避難行動に支援が必要な要支援者の氏名、年齢、住所、本人の状況など、避難支援を行うために必要な情報が掲載されています。

名簿は毎年更新され、次の避難支援関係者に提供し、災害時の安否確認はもとより、平常時における防災訓練等に活用されます。

## 名簿の外部提供は？

● 名簿掲載者の名簿には：氏名 / 生年月日 / 性別 / 住所 / 電話番号 / 避難所情報 / 支援担当者の情報 / 支援における留意事項が掲載されます。  
● 登録申請者の名簿にはこれらに加え：  
世帯の人数 / 登録事由（介護度や障害者手帳情報など） / 身体状況や住居状況 / 住居の位置を示した要支援者マップなど、避難行動の支援に必要な、より詳細な情報が掲載されます。

名簿へ登録申請し、詳細な情報を掲載したからといって、支援が必ず保証されるものではありません。

## 名簿への登録申請をすれば必ず支援してもらえるの？

名簿情報の外部提供を拒否される場合は「要支援者名簿情報提供拒否届出書」を提出いただくことで、平常時における外部提供は行いません。この届出書は、新たに名簿掲載者となられる際に対象者へ郵送してまいります。  
※ただし、災害発生時やその恐れが生じた場合には、拒否の有無に関わらず、名簿掲載情報を避難支援関係者へ提供することがあります。

## 名簿掲載者は外部提供を拒否できないの？

● 名簿の提供先  
自主防災組織 / 民生委員児童委員 / 郡上市消防本部 / 郡上市消防団 / 郡上警察署 / 郡上市社会福祉協議会



要支援の人でも、平常時から防災対策、近隣住民の方との交流、地域での自主防災訓練へ積極的に参加するなど、可能な範囲での「自助」を心掛けておくことが大切です。

## 名簿への登録申請はどのように行うの？

健康福祉部社会福祉課又は各地域の振興課にあります「要支援者名簿登録申請書兼承諾書」を記入し提出してください。

健康福祉部社会福祉課  
67・1811

